

大規模災害時の支援拡充を求める意見書

本年は、大阪府北部地震や西日本豪雨、北海道胆振東部地震など、大規模災害が相次いでいる。南海トラフ巨大地震や首都直下地震についても、いつ起きてもおかしくない状況にある。このような中、大規模災害を想定した一層の事前防災や災害時対応について、地方自治体へのさらなる支援策が求められる。

本年相次いだ自然災害からの復旧・復興を柱とする2018年度補正予算が11月7日に成立し、今後、被災地の再建が重点的に進むことが期待される。通学路をはじめ、安全性に問題のあるブロック塀の撤去、改修については、この補正予算に撤去、改修のための予算が盛り込まれたところである。

一方、今回の地震では一部損壊家屋が多数に及んだが、復旧に対する公的支援は、全壊や大規模半壊などが条件で、一部損壊には被災自治体による独自策を講じざるを得なかった。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、事前防災や災害時対応へのさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 一部損壊家屋においては、被害度合いに段階を設け、被害程度に応じて、国における財政支援策を検討すること。
2. 災害時に公共交通機関を利用中の高齢者や障がい者、子ども、外国人ら移動困難者については、速やかでわかりやすい情報提供や、一時滞在施設の確保促進対策を行なうこと。
3. エレベーター内での閉じ込め対策として、揺れを感知すると最寄り階で自動停止する新型導入への財政支援拡充を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年12月18日

大阪府茨木市議会